

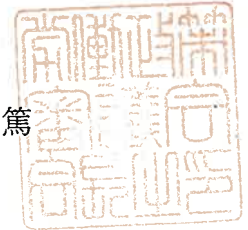
労 審 発 第 1351 号
令 和 3 年 11 月 30 日

厚生労働大臣

後藤 茂之 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和3年11月30日付け厚生労働省発基1130第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和3年11月30日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年11月30日付け厚生労働省発基1130第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

要綱については、おおむね妥当と考える。